



回覧	組合分会長

5. 22(月)総務部長着任交渉を実施！！

主な交渉内容は以下のとおりです。(抜粋)

要求1

中核市移行によって県から移譲される事業の実態を把握し、労働時間の実態を含め、必要な人員数を十分に精査し、事前に組合と協議をした上で実施すること。

回答

これまで中核市準備室、保健所準備室が中心となり業務精査、必要な人員数、職種の把握を行い、さらに、確保についての方策まで検証、協議を行ってきた。現在は、求められる業務について、具体的な対応策の検証を行っており、精査・協議中である。今後、必要な職員の確保にしっかりと努め、適切な配置をする。



要求2

人事評価制度の本格実施に合わせ見直すこととした、前職歴換算入庁者、育児休業取得者等の昇任・昇格にかかるキャリアロスを回復していくための制度について、2017年3月29日に締結した確認書に基づき今年度中の制度確立に向け、組合と積極的に協議すること。

回答

社会人経験者、育休取得者が意欲と希望をもって職務に取り組めるよう、昇任昇格制度の在り方については見直していく考え方である。実施時期については、十分な検討を行ったうえで速やかに対応していきたい。
⇒この回答に対し、組合は実施時期について明確な回答がなかったため、制度スタートに関して再度早い時期に協議することを確認しました。



要求3

職員のワークライフバランスを確保するため、必要な人員を確保することは勿論、時間外労働の縮減につながる積極的な施策を講ずること。

回答

ワークライフバランスの確保は重要であり、必要な人員の確保とあわせて時間外縮減についてもしっかりと取り組んでいく必要がある。国も働き方改革として取り組んでおり、その状況も見極めながら取り組む。
⇒併せて組合では、時間外が年間500時間を超えた場合に所属長が担当副市長へ報告することについては、あくまで管理職のマネジメント能力の向上を図るためにの施策であるということも確認しました。

その他、夏季休暇、病気休暇、子の看護休暇について、今年度から変更になっている点について、改めて周知することも確認しました。(変更点の詳細は裏面をご覧ください。)

夏季休暇は今年度から取得期間・日数が変わりました！！

夏季休暇については、今年度から次のとおり、変わっていますのでご注意ください！

	取得日数	取得期間	その他
昨年度まで	6日	7月～9月	
今年度から	5日	6月～10月	取得期間中に年休を2日以上取得する

このように職員課からの通知にもありますが、夏季休暇5日間に加えて年休を2日以上取得することとなっております。また、福井市が策定している特定事業主行動計画には年次休暇を12日取得する目標があります。現在の平均取得日数は約8日であるため、目標の12日に近づけるには6月～10月の2日間だけでは達成できません。計画的に年休を取得できるように計画表に月1日程度の年休を記入していただきますようお願いします。

病気休暇は取得要件が緩和されました！！

【昨年度まで】病気休暇を取得する場合、どんな疾病であれ診断書の提出が必要。

【今年度から】インフルエンザに限っては、インフルエンザと判断できる書類（診療明細書等）の提示で取得可能。

※くみあいハンドブック28ページもご参照ください。

子の看護休暇は対象範囲が拡大しました！！

【昨年度まで】小学校就学の始期に達するまでの子が対象

【今年度から】中学校就学の始期に達するまでの子が対象

※くみあいハンドブック31ページもご参照ください。

今年も本庁職場懇談会を実施します（6月末～7月末予定）

職場内での様々な問題を自由に語り合う場を設け、その中でも組合として取り上げるべき問題点を明らかにすること、また、部内での課題・問題点を共有することで、部内で解決できることがあれば組合員同士が相互に協力し合いながら問題解決に向けて取り組んでいくことを目的に、今年度も昨年に引き続き職場懇談会を実施します。

組合員の皆さんから寄せられたご意見・ご要望は、執行委員で、緊急に対応が必要なもの、継続的に要求していくものなどを精査したうえで、要求書に盛り込み当局との交渉の場で強く要求していきます。

★チケット斡旋のお知らせ★



日 時 ①10:00 ②13:30 ③16:30
 ④10:00 ⑤13:30 ⑥16:30
 ⑦10:00 ⑧13:30

場 所 サンドーム福井

料 金 S席指定 4,200円

※A席指定、自由席、S席ファミリーパックの
お取り扱いはありません。

※3歳以上有料（大人・子供同一料金）

申込〆切 6/16（金）

問い合わせ・申し込みは、組合書記局（20-5590まで）